

大河原町企業立地促進条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大河原町企業立地促進条例(平成23年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める事業は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる産業のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 大分類Eの製造業
- (2) 大分類Gの情報通信業の中分類情報サービス業
- (3) 大分類Hの運輸業、郵便業の中分類道路貨物運送業及び倉庫業及び運輸に附帯するサービス業のうちこん包業
- (4) 大分類Iの卸売・小売業のうち卸売業全般
- (5) 大分類Rのサービス業(他に分類されないもの)の中分類自動車整備業及び機械等修理業
- (6) その他条例第1条に規定する目的達成のため町長が適当と認めるもの

(指定の申請)

第3条 条例第9条第1項の規定による指定の申請は、指定企業者申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、事業開始日の30日前までに町長に申請するものとする。

- (1) 法人の登記事項証明書(個人事業者の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書)
- (2) 定款、事業案内書等の企業者の概要を示すもの
- (3) 事業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの
- (4) 事業計画書
- (5) 事業所の位置図、施設(緑地を含む。)の配置図、施設の設計図及び設備の配置図
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (7) 投下固定資産額が明らかとなる書類(見積書、契約書及び領収書等の写し)
- (8) 町税を滞納していないことを確認できるもの
- (9) その他町長が必要と認めるもの

(指定の通知)

第4条 条例第9条第4項の規定による指定の通知は、指定企業者決定通知書(様式第2号)又は指定企業者不承認決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(指定申請の変更の届出)

第5条 条例第9条第5項の規定による変更の届出は、指定企業者申請変更届出書(様式第4号)に関係書類を添えて、変更後速やかに行うものとする。

(指定の取消し)

第6条 条例第10条の規定による指定の取消しは、指定企業者取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(奨励金等の返還命令)

第7条 条例第10条の規定による奨励金等の返還は、奨励金等返還命令書(様式第6号)により行うものとする。

(事業開始の届出)

第8条 指定企業者は、当該指定申請に係る事業所の事業を開始したときは、速やかに事業開始届出書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (2) 常用雇用者の名簿
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(交付の申請)

第9条 条例第11条第1項の規定による奨励金等の交付の申請は、次の各号に掲げる奨励金等の区分に応じ、当該各号に定める申請書に別表に定める関係書類を添えて、同表に定める申請期間内に行うものとする。

- (1) 企業立地促進奨励金 企業立地促進奨励金交付申請書(様式第8号)
- (2) 企業立地用地取得助成金 企業立地用地取得助成金交付申請書(様式第9号)
- (3) 雇用促進奨励金 雇用促進奨励金交付申請書(様式第10号)
- (4) 緑地推進助成金 緑地推進助成金交付申請書(様式第11号)

(交付の決定の通知)

第10条 条例第11条第2項の規定による決定の通知は、奨励金等交付決定通知書(様式第12号)又は奨励金等不交付決定通知書(様式第13号)により行うものとする。

(交付申請の変更の届出)

第11条 条例第11条第3項の規定による変更の届出は、奨励金等交付申請変更届出書(様式第14号)に関係書類を添えて、変更後速やかに行うものとする。

2 町長は、前項の変更届出書を受理した場合において、必要があると認めるときは、当該指定企業者に対して、前条の規定による交付の決定の取消し又は変更を命ずることができる。

(承継の届出)

第12条 条例第12条第2項の規定による届出は、指定企業者承継届出書(様式第15号)に関係書類を添えて、承継後速やかに行うものとする。

(廃止等の届出)

第 13 条 指定企業者は、事業を廃止し、又は休止したときは、速やかに事業廃止・
休止届出書(様式第 16 号)を町長に提出しなければならない。

(その他)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 10 月 1 日規則第 21 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。

別表(第9条関係)

奨励金等名	関係書類	申請期間
企業立地促進奨励金	1 投下固定資産に係る支払を明らかにするもの 2 投下固定資産に係る登記事項証明書（取得した場合に限る。） 3 投下固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の納税通知書又は固定資産台帳の写し 4 町税を滞納していないことを確認できるもの 5 その他町長が必要と認めるもの	固定資産税及び都市計画税を課せられた年度の翌年度の4月1日から2箇月以内
企業立地用地取得助成金	1 交付対象用地に係る登記事項証明書 2 交付対象用地に係る支払を明らかにするもの 3 その他町長が必要と認めるもの	事業開始後1年を経過した日から起算して2箇月以内
雇用促進奨励金	1 新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書 2 雇用保険資格取得確認通知書、雇用年金資格取得確認通知書等常用雇用者であることを確認できるもの 3 新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者を採用から引き続き1年以上雇用していたことを確認できるもの 4 新規学卒常用雇用者にあつては、卒業した日を確認できるもの 5 その他町長が必要と認めるもの	事業開始後1年を経過し、かつ、交付要件を満たした日から起算して2箇月以内
緑地推進助成金	1 緑地化実施報告書 2 緑地化実施箇所を明らかにする図面 3 緑地化に要した費用の支払を明らかにするもの 4 その他町長が必要と認めるもの	交付要件を満たした日から起算して2箇月以内

年 月 日

大河原町長

殿

申請者 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名

印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

指定企業者申請書

大河原町企業立地促進条例第 9 条第 1 項に規定する指定企業者の指定を受けたいので、同条例施行規則第 3 条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|---------|-------------|
| 1 | 立地の区分 | 新設・移設・増設 |
| 2 | 事業所の名称 | |
| 3 | 事業所の所在地 | |
| 4 | 業種 | |
| 5 | 事業の内容 | |
| 6 | 事業開始予定日 | 年 月 日 |
| 7 | 従業員数 | 男 人 女 人 計 人 |
| | うち常用雇用者 | 男 人 女 人 計 人 |
| 8 | 投下固定資産額 | 円 |

関係書類

- (1) 法人の登記事項証明書(個人事業者の場合は住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書)
- (2) 定款、事業案内書等の企業者の概要を示すもの
- (3) 事業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの
- (4) 事業計画書
- (5) 事業所の位置図、施設(緑地を含む。)の配置図、施設の設計図及び設備の配置図
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証の写し
- (7) 投下固定資産額が明らかとなる書類(見積書、契約書及び領収書等の写し)
- (8) 町税を滞納していないことを確認できるもの
- (9) その他町長が必要と認めるもの

ウ イのうち新規学卒常用雇用者 男 人 女 人 計 人

エ イのうち転入常用雇用者 男 人 女 人 計 人

(8) 投下固定資産額

ア 地方税法第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産のうち、町の固定資産課税台帳に登録されたものの取得に要した費用の額

① 土地 円

② 家屋 円

③ 償却資産 円

(① + ② + ③) 円

イ 固定資産の賃借に係る賃借料の年額 3 倍に相当する額

年額 円 × 3 倍 = 円

計(ア + イ) 円

3 事業所建設の概要

(1) 敷地面積 m^2

(2) 建築面積 m^2 (建築延べ面積 m^2)

(3) 解体面積 m^2 (解体延べ面積 m^2)

(4) 工事着工年月日 平成 年 月 日

(5) 工事完了予定日 平成 年 月 日

(6) 取得償却資産 有・無

ア 取得数 m^2

イ 取得価額 円

ウ 取得年月日 年 月 日

- (7) 取得用地 有・無
- ア 取得内容 m^2
- イ 取得価額 円
- ウ 取得年月日 年 月 日

- (8) 緑地化計画 有・無
- ア 緑地化面積 m^2
- イ 緑地化割合 %
- ウ 緑地化内容
- エ 緑地化経費 円
- オ 緑地化開始年月日 年 月 日
- カ 緑地化完了予定日 年 月 日

- (9) 使用水量
- ア 水道 m^3 / 月
- イ 地下水 m^3 / 月
- ウ その他 m^3 / 月

4 公害防止及び緑地化等環境保全計画

(1) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び振動規制法(昭和51年法律第64号)等環境関連法令並びに公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)に係る届出書等の内容

(2) 公害防止施設(特定施設等)の内容及び対策

- ア 大気汚染関係
- イ 水質汚濁関係

ウ 騒音、振動関係

エ 悪臭関係

オ 地盤沈下関係

カ 産業廃棄物関係(発生量、種類及び処理方法)

(3) 緑地化及び環境施設の設置の内容

配置図に記入

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

大河原町長 印

指定企業者決定通知書

大河原町企業立地促進条例第9条第1項の規定により 年 月 日付
けで申請のあった指定企業者の指定については、下記のとおり指定企業者に決定し
たので、同条例第9条第4項の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 指定企業者名
- 4 立地の区分 新設・移設・増設
- 5 事業所の名称
- 6 事業所の所在地
- 7 業種
- 8 交付申請可能奨励金等 企業立地促進奨励金・企業立地用地取得助成金

雇用促進奨励金・緑地推進助成金

様式第3号(第4条関係)

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

大河原町長 印

指定企業者不承認決定通知書

大河原町企業立地促進条例第9条第1項の規定により 年 月 日付
けで申請のあった指定企業者の指定については、下記の理由により不承認と決定し
たので、同条例第9条第4項の規定により通知します。

記

不承認の理由

(教示)

1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大河原町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。

2 この処分については、この処分(この処分について上記1の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大河原町を被告として(訴訟において大河原町を代表する者は、大河原町長となります。)、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

大河原町長

殿

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名

印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

指定企業者申請変更届出書

大河原町企業立地促進条例第9条第5項の規定により下記のとおり申請した内容を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 変更年月日 年 月 日
- 6 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 7 変更理由
- 8 関係書類

様式第5号(第6条関係)

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

大河原町長 印

指定企業者取消通知書

大河原町企業立地促進条例第10条の規定により、下記の理由で指定企業者の指定を取り消しますので、同条例施行規則第6条の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 指定取消年月日 年 月 日
- 6 指定の取消しの理由

第 号

年 月 日

住所

氏名 様

大河原町長 印

奨励金等返還命令書

大河原町企業立地促進条例第10条の規定により の返還を命じますので、同条例施行規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 返還を命じる奨励金等 企業立地促進奨励金・企業立地用地取得助成金
雇用促進奨励金・緑地推進助成金
- 6 奨励金等交付額 円
- 7 返還額 円
- 8 返還期限 年 月 日
- 9 返還理由

年 月 日

大河原町長

殿

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

事業開始届出書

指定企業者の指定を受けた新設、移設又は増設した事業所の事業を開始したので、大河原町企業立地促進条例施行規則第8条の規定により関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

- | | | | | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|---|---|---|--|
| 1 | 指定番号 | 第 | 号 | | | | | |
| 2 | 指定年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | |
| 3 | 事業所の名称 | | | | | | | |
| 4 | 事業所の所在地 | | | | | | | |
| 5 | 工事着工年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | |
| 6 | 工事完了年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | |
| 7 | 事業開始年月日 | | 年 | 月 | 日 | | | |
| 8 | 従業員数 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 | |
| ア | うち常用雇用者 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 | |
| イ | アのうち新規常用雇用者 | 男 | 人 | 女 | 人 | 計 | 人 | |

ウ	イのうち新規学卒常用雇用者	男	人	女	人	計	人
エ	イのうち転入常用雇用者	男	人	女	人	計	人
9	投下固定資産額						円

関係書類

- (1) 建築基準法第7条第5項の規定による確認検査済証の写し
- (2) 常用雇用者の名簿
- (3) その他町長が必要と認めるもの

関係書類

- (1) 投下固定資産額に係る支払を明らかにするもの
- (2) 投下固定資産に係る登記事項証明書(取得した場合に限る。)
- (3) 投下固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の納入通知書又は固定資産台帳の写し
- (4) 町税を滞納していないことを確認できるもの
- (5) その他町長が必要と認めるもの

年 月 日

大河原町長

殿

申請者 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

企業立地用地取得助成金交付申請書

大河原町企業立地促進条例第3条第1項第2号の企業立地用地取得助成金の交付を受けたいので、同条例第11条第1項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 助成金交付申請額 円
- 6 事業開始年月日 平成 年 月 日
- 7 用地取得年月日 平成 年 月 日
- 8 用地取得面積 m²
- 9 用地取得価額 円

関係書類

- (1) 交付対象用地に係る登記事項証明書
- (2) 交付対象用地に係る支払を明らかにするもの
- (3) その他町長が必要と認めるもの

年 月 日

大河原町長

殿

申請者 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

雇用促進奨励金交付申請書

大河原町企業立地促進条例第 3 条第 1 項第 3 号の雇用促進奨励金の交付を受けたいので、同条例第 11 条第 1 項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 奨励金交付申請額 円
- 6 事業開始年月日 年 月 日
- 7 奨励金対象常用雇用者

新規常用雇用者	男	人	女	人	計	人
新規学卒常用雇用者	男	人	女	人	計	人
転入常用雇用者	男	人	女	人	計	人

関係書類

- (1) 新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者の住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (2) 雇用保険資格取得確認通知書、厚生年金資格取得確認通知書等常用雇用者であることを確認できるもの
- (3) 新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者を採用から引き続き1年以上雇用していたことを確認できるもの
- (4) 新規学卒常用雇用者にあっては、卒業した日を確認できるもの
- (5) その他町長が必要と認めるもの

年 月 日

大河原町長

殿

申請者 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

緑地推進助成金交付申請書

大河原町企業立地促進条例第 3 条第 1 項第 4 号の緑地推進助成金の交付を受けたいので、同条例第 11 条第 1 項の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 助成金交付申請額 円
- 6 事業開始年月日 年 月 日
- 7 用地取得年月日 年 月 日
- 8 用地取得面積 m^2
- 9 緑地化面積 m^2
- 10 緑地化割合 %

11 緑地化経費 円

12 緑地化完了年月日 年 月 日

関係書類

- (1) 緑地化実施報告書
- (2) 緑地化実施箇所を明らかにする図面
- (3) 緑地化に要した費用の支払を明らかにするもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

奨励金等交付決定通知書

住所

氏名

大河原町企業立地促進条例第 11 条第 1 項の規定により 年 月 日付
けで申請のあった の交付については、下記のとおり決定し
たので、同条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

大河原町長 印

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 奨励金等交付額 円

奨励金等不交付決定通知書

住所

氏名

大河原町企業立地促進条例第 11 条第 1 項の規定により 年 月 日付
けで申請のあった の交付については、下記の理由に
より不交付と決定したので、同条例第 11 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

大河原町長 印

記

不交付の理由

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、大河原町長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分(この処分について上記 1 の異議申立てをしたときは、当該異議申立てに対する決定。以下同じ。)があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、大河原町を被告として(訴訟において大河原町を代表する者は、大河原町長となります。)、仙台地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

年 月 日

大河原町長

殿

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

奨励金等交付申請変更届出書

大河原町企業立地促進条例第 11 条第 3 項の規定により下記のとおり申請した内容を変更したいので、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 変更する奨励金等 企業立地促進奨励金・企業立地用地取得助成金
雇用促進奨励金・緑地推進助成金
- 6 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 7 変更理由
- 8 関係書類

年 月 日

大河原町長

殿

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

指定企業者承継届出書

大河原町企業立地促進条例第 12 条第 1 項の規定により指定企業者の地位承継の承認を受けたいので、同条第 2 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 指定企業者名
- 4 承継した事業所の名称
- 5 承継した事業所の所在地
- 6 承継年月日
- 7 承継の理由

関係書類

承継の事実を証する書類

年 月 日

大河原町長

殿

届出人 住所

(法人にあつては主な事業所の所在地)

氏名 印

(法人にあつてはその名称及び代表者名)

事業廃止・休止届出書

下記のとおり事業を 廃止・休止 したので、大河原町企業立地促進条例施行規則第 13 条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定年月日 年 月 日
- 3 事業所の名称
- 4 事業所の所在地
- 5 廃止年月日又は休止期間 年 月 日
- 6 廃止又は休止の理由
- 7 関係書類